

平成27年度 厚生労働省ヒアリング資料

全国特別支援教育推進連盟 理事長 大南英明

〒105-0012 東京都港区芝大門1-10-1全国たばこビル 6F

Tel&Fax 03-3433-7717 Email: suishinrenmei@nifty.com

加盟団体一覧

- 1 全国特別支援学校長会
- 2 全国特別支援学級設置学校長協会
- 3 全国盲学校PTA連合会
- 4 全国聾学校 PTA 連合会
- 5 全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会
- 6 全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会
- 7 全国病弱虚弱教育学校 PTA 連合会
- 8 社会福祉法人 日本肢体不自由児協会
- 9 社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 10 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- 11 全国視覚障害児(者)親の会
- 12 全国聴覚障害者親の会連合会
- 13 盲ろうの子とその家族の会 ふうわ
- 14 NPO 法人 全国LD親の会
- 15 全国病弱・障害児の教育推進連合会
 - 社団法人 日本てんかん協会
 - 社団法人 日本筋ジストロフィー協会
 - 社団法人 日本自閉症協会
 - NPO 法人 全国ことばを育む会
 - 一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会

【全国特別支援学校長会】

- 1 ライフステージを通して一貫した支援を進めるための（就学前→学齢期、学齢期→成人期への移行）方策について
- 2 特別支援教育との連携の進め方（例、個別支援計画と個別の教育支援計画の連携等）について
- 3 障害児相談支援の体制整備を進めるための方策について
- 4 放課後等のデイサービスの在り方について
- 5 発達障害児の支援にあたって医療との連携の進め方について
- 6 重症心身障害児の支援にあたって医療との連携の進め方について
- 7 障害児の就労支援について
- 8 その他（1~7の課題以外のもの）

全国特別支援学校長会からの意見

4. 放課後等のデイサービスの在り方について

①放課後等のデイサービスのあり方については、福祉制度の改定に伴い以前と比較すると広がりがでてきた。しかし、重度心身障害児を対象とした放課後等のデイサービスについては、一部の大規模医療施設等がある地域以外は、未だ不十分であるため早急に条件整備をお願いする。

②特別支援学校の幼児児童生徒も、卒業後は居住地での生活をする可能性が高いことから、放課後のデイサービスを地域にある関係機関が積極的に受け入れる体制を構築していただきたい。特に視覚障害者は、対応が難しいという先入観から保護者も敬遠しがちである。様々な障害種別に対応できるサービス内容の改善をお願いする。

③視覚障害者は全体数が少ないことから、保護者間の情報交換も他の障害種別に比べ、どうしても機会が少ない。障害種別を超えた保護者同士の交流が、ポジティブな場となるよう期待する。

6. 重症心身障害児の支援にあたって医療との連携の進め方について

①重度重複幼児児童生徒の入学に伴い、盲学校における医療ケア対応の必要な児童生徒が増加している状況から、看護師の配置を認めていただきたい。

②平成24・25年度厚生労働省の地域支援システムの構築に関する会議の中では、全国の指定地域でのそれぞれのサポート体制が報告されているので、これを踏まえて全国的な支援システムの拡充をお願いしたい。

7. 障害児の就労支援について

①視覚障害児の卒業後（専攻科・普通科）の就労支援策として、各自治体がまず、視覚障害児を自治体職員として雇用できるように都、県庁や区、市庁や出先機関などで業務を創出するよう働きかけてほしい。また、専攻科修了生で資格取得した者が働く場

を各自治体で創出するよう働きかけていただきたい。現在、実施しているかわかりませんが、京都市がヘルスキーパーを雇い、ヘルスキーパーをおけない小さい企業を巡回してそこで働く方々の健康増進を担ったと聞いた。いろいろなアイデアで盲学校の専攻科修了生が働ける職をまず自治体がつくって手本を示し、企業にも広げていってほしい。そして、是非、企業の手本になるような取組に向けて、各自治体の取組を厚生労働省がリードすることを望む。

②盲学校専攻科の進路においては、障害者雇用の向上を推進していただきたい。民間企業等にはヘルスキーパーが入っていますが、官公庁では一部のみという実情がある。国、省庁をはじめ官公庁に積極的なヘルスキーパー等の障害者雇用の充実を図り、国はじめ官公庁が率先して雇用率の達成を進めていただけることを期待する。そして、障害者の民間企業採用への力強いアピールになることを願う。

8. その他

①「あん摩、マッサージ師、指圧師」、「はり師」、「きゅう師」及び「理学療法士」の国家試験における合理的配慮の徹底をお願いしたい。

②国家試験会場は現在の会場を継続的に実施するとともに、閉鎖された会場の復活をお願いしたい。また、試験の開始時間が9時であるために、他県の試験会場の受験には前日の宿泊が必要となる。また、冬季に実施されるために雪等の影響で公共交通機関が不規則になり、初めての会場であるために、宿舎から会場までの下見や会場内での控え室、食事場所、トイレ等の位置関係の事前把握が必要となる。これらの下見や確認は費用面と時間面での大きな負担になり、試験を受ける者にとっては精神的に大きな不安となり、試験で十分に実力を発揮できなくなる事も想定できます。国家試験は現役合格できない場合は、翌年に既卒者で受験となりますが、この場合の合格率は極端に低くなっている現状がある。

③地域の中核的な病院でも小児科の閉鎖が増えている。ある程度の規模がある小児科には、院内学級などが設置され、病気療養中の児童生徒の教育を保証していたが、小児科が閉鎖されると、教育支援が届かない病気療養児が増えるのではないかと危惧される。特別支援学校には訪問教育制度があるが、特別支援学校在籍児が対象なので、病弱特別支援学校による訪問教育を希望する場合は、転籍する必要がある。また、多くの病弱特別支援学校には、近隣の病院のベッドサイドを訪問したり、家庭訪問をして指導する体制は用意されていない。

④小児ガン拠点病院に指定された病院を含め、院内学級が設置されている病院においても、ほとんどは小・中学部の設置であり、入院した高校生の教育を保障するための公的な支援が入っていない。医療サイドは、高校生に対する学校教育の導入を求める動きを見せているので、教育委員会による何らかの支援策が求められる。

全国特別支援学級設置学校長協会 会長 近藤正幸

- ①早期発見・早期対応を図るため、保育園と小学校との連携を具体的にするため支援会議等の開催を推進する。
- ②個別の支援計画から個別の教育支援計画へのすみやかな継続を推進する。

全国盲学校PTA連合会

- ① 1及び7に関連すると思いますが、「同行援護制度」を通学、通勤に使えるようにしてほしい。

現段階では一部の自治体で取り入れられているのみで、視覚障害児童生徒の通学における家庭の負担や視覚障害者の就労の際に大きなネックとなっている。厚生労働省でも調査委員会を立ち上げているようだが、早急に実現するように願っている。

- ② 2, 3に関連すると思いますが、視能訓練士や歩行訓練士等専門家の指導が盲学校では必要です。視能訓練士や歩行訓練士を盲学校への配属や厚生労働省管轄訓練施設との連携・支援を要望します。
- ③ 7の関連 視覚障害生徒の就労支援を充実してください。市町村の就労支援センターの活用や企業、労働機関への学校との連携を進めるように働きかけてください。また、盲学校在学中に様々な企業実習を行うよう企業等に働きかけてください。

全国ろう学校PTA連合会

1. ライフステージ
⇒就学前乳幼児教育相談の充実（相談員の確保。相談員の研修：人工内耳埋め込み手術）
3. 障害児相談支援
⇒補聴器相談、補聴器フィッティングのための測定器等の整備、人工内耳装用児のフォロー
7. 障害児の就労支援
⇒聴覚障害者採用企業での定着率を高めるための要員確保
⇒企業における相談体制

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 会長 奥村 ゆかり

1. ライフステージを通して一貫した支援を進めるための（就学前→学齢期、学齢期→成人期への移行）方策について

就学前の公的な療育機関の充実が望まれます。また、法改正により学校種の選択が正式に認められ、その時に最適な教育の場を選択したいという保護者の希望は高まるものと思われれます。我が子の障害について理解する途上にある保護者に対して、つかず離れずの立場で情報提供があり、必要な場合には適切な療育を行い、相談することができるような場所が大切になるかと思えます。

就学前の個別支援シートについては、各市区町村において策定されることが定着してきています。就学に際しては、ただ書類を渡すだけではなく、保護者および、幼稚園教諭・保育士・就学前施設の担当者・主治医などの関係者、進学先のコーディネーターが実際に顔を合わせるケース会議を持つことが大切になるのではないのでしょうか。このことは、特別支援学校の高等部を卒業した後、成人期へ移行する際にも同様であるかと思えます。

2. 特別支援教育との連携の進め方（例、個別支援計画と個別の教育支援計画の連携等）について

学齢期の個別指導計画については、学期ごとに保護者と担任とが話し合いを重ねて、しっかりと計画されています。それぞれの達成度も評価され、『学校生活の記録』等で保護者にも伝えられています。但し、個別の教育支援計画については、年度当初に面談等で保護者の意向も聞き取り策定されていますが、あまり活用されていないように感じております。本人の福祉サービスの利用状況の多寡によるのかと思えますが、在学中から社会資源の活用を知っておくことは大切です。特に、特別支援学級や通常の学校から特別支援学校に進学・転学してきた生徒について、丁寧な情報提供が必要かと思えます。また、社会資源の活用には、それぞれの地域の障害福祉課と、特別支援学校や特別支援学級、ひいては通常の学校とのさらなる連携が必要になってくるのではないかと思えます。地域の福祉関係の事業所やNPO法人などが、相互に情報交換をして、連携していくことも大切であると存じます。

3. 障害児相談支援の体制整備を進めるための方策について

特に、乳幼児期の相談支援体制を整えることが大切であると思えます。我が子の障害をまだ理解できていない時期には、気持ちが揺れ動く保護者に寄り添うことができる専門家の存在が重要になります。各市区町村の療育センターおよび、民間の療育施設の担うべきところであると思えますが、専門家の配置を充分にさせていただきたいと思えます。また、民間の施設への助成も必要かと存じます。

4.放課後等のデイサービスの在り方について

東京都内では、市区町村によって格差が大きいのが現状かと思えます。事業所によっては移動支援との連携等により、利用者の要望に添うような方策を実施しているところもありますが、すべてのニーズに応えられているわけではありません。NPO法人などが運営する事業所の場合は、保護者の金銭的な負担が大きくなることは否めない状況です。保護者の就業率も上昇している中、放課後の居場所の必要性は高まるばかりです。通常の学童への対応と併せて、障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方については、制度を整えていただくばかりでなく、訓練的な要素も取り入れるなど、運用に際しての様々な支援もお願いしたいところです。

7.障害児の就労支援について

障害者総合支援法への移行に伴い、特別支援学校の教員および在籍生、そして保護者も戸惑いを感じていると思えます。就労継続B型の事業所を希望する生徒の中には、生活介護との狭間で進路選択を迷う生徒も存在しています。一律に、就労移行支援を経て就労継続B型への就労ということになると、初めから断念せざるを得ない場合や、はじかれてしまうというケースが増えるのではないかと思います。今後は、そのような進路のマッチングに必ずしも納得していないケースへの対応として、例えば就労移行支援と生活介護とを併せ持つ複合型施設であることが求められるかと思えます。年齢を重ねていくと、身体的状況や精神的な面での変化も生じます。その時に、同じ施設内で、契約事項が変更できるような事業所が望まれます。また、学校のアフターケア終了後にいつでも相談ができるケアマネージャーの存在も大切であろうと思えます。支援が途切れることがないように、関係各方面の連携が大切なのは、学齢期と同様であるかと思えます。

社会福祉法人**全国重症心身障害児(者)を守る会**

会 長 北 浦 雅 子

当会では、「障害児支援の在り方に関する検討会」の団体ヒアリングに、全国特別支援教育推進連盟と同日の4月23日（水）に参加させていただく予定としております。

私どもの団体ヒアリングにおいては、入所・通所事業及び相談支援事業の実態について意見陳述することとしておりますが、特別支援教育における意見について、以下にまとめさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

〔はじめに〕

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童にとっては、適切な設備が整備され、高度な専門性と支援体制を備えた現行の特別支援学校でなけれ

ば、安心して通学することも、いのちの保障すらなりません。

充実した設備と専門性を兼ね備えた特別支援学校において、それぞれの障害の状況等に応じた、きめ細かな対応が一人ひとりのもつ可能性を伸ばすことにつながります。障害種別とその特性に配慮しつつ、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるよう施策の充実をお願いします。

1 特別支援教育における医療的ケア

医療的ケアの実施体制が、今後更に充実され、看護師が適正に配置されるよう財源の措置化をお願いいたします。

現在、担当する教員が実施できる医療的ケアについては、3つの行為に限定されているため、障害の重度・重複化に対応し、それ以外の医行為の必要な子ども達のためにも看護師が適切に配置されるようお願いします。また、医療的ケアの実施状況と看護師の配置状況について、地域間での格差が是正されるようあわせてお願いします。

2 特別支援学校における支援体制の充実

地域によっては、近隣に特別支援学校（知的）があっても医療的ケアの対応が不備のために訪問教育に頼らざるを得ない状況が続いております。

特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに地域格差が是正されるようお願いします。

また、障害種別、障害特性に配慮した教育体制が確保されるよう、以下の点に配慮してください。

- ① 障害部門別制の実施（特に医療的ケアの必要な重度・重複児童生徒への配慮と個々のニーズに合わせた教育）
- ② 教員の特別支援教育に関する継続的な専門性の向上
- ③ PT、OT、STなどの外部専門家の配置
- ④ 長期的な視点に立った教育的支援を行うため、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定及び「個別の支援計画」の作成による一人ひとりに応じた教育の促進

3 学校外における支援体制の充実

重症心身障害児の場合には、通学時の送迎が必要となります。この役割を父兄が行うのではなく、通学バスでの送迎が可能となるよう配慮されることをお願いします。

4 関係機関・関係者間の連携

医療的ケアの必要な子どもの場合は、特に、医師・看護師・保健師・ケースワーカー、ホームヘルパー等医療・福祉関係者とのネットワークは欠かせません。そのため

には、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして、その体制づくりを更に強化してくださいようお願いいたします。

5 可能性を引き出す教育

重症心身障害児者は、自ら生きようとする力、人の愛を感じて返す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインで、いのちの大切さ、無限の可能性を伝えてくれています。

特別支援教育の実施にあたっては、この重症心身障害児者からのメッセージを受け止め、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

外見からは、内部に障害があることを理解されにくい心臓病児は、いまだに特別支援教育の対象としての認識がされずにいる子どもたちがいます。通常の学校においては、特別の支援が得られない場合、見守りや介助を目的とした保護者の付き添いを求められることが見受けられ、親の負担はもとより、子どもに精神的な負担を与えています。他の子どもと同じ場所で充実した学校生活を送れるよう、少しの配慮と環境整備を願っています。

また、重症な子どもでも、医療の進歩によって成人期を迎えることが可能となりました。自らの障害をかかえながら力強く生きていくためには、子どもの頃から将来を見通した自立への支援が重要となっています。そうした意味からも、一人ひとりの障害の程度に応じて、適切な教育の場を保障し、健全な発達を保障してほしいと願っています。

特に最近では、発達障害を併せもつ心臓病児が増えています。そうした子どもたちは、通常の学級でも、特別支援学級でも、受け入れることが困難で、行き場のない状態におちいています。医療的なケア（特に在宅酸素など）、個別の病気（障害）への理解が充分になされるような支援の充実が望まれます。

具体的には、私たちの会では以下のことを要望しています。

－ 記 －

- 心臓病児も特別支援教育の対象となることを周知してください。
- 心臓病児が病状、障害に応じて、通常学級、特別支援学級、特別支援学校など、希望する学校または学級を選択できるようにしてください。
- 体育や移動教室等、病状により参加が困難な教科については、個別の教育計画を作成するとともに、評価基準を作成してください。また、病気や障害が、高等学校や大学への進学に不利益にならないよう（体育の評定など）内申書については、参加できない生徒は評価から外す等、配慮をしてください。
- 心臓病児が入院や自宅療養などで学習の空白が生じる場合には、学籍の移動をせずに訪

問学級や院内学級、通級などの教育の場を保障してください。

- エレベーターや冷暖房など自治体が必要な環境整備を実施しやすいよう、国庫補助制度を改善してください。
- 重い心臓病児が在籍している場合、複数の教員や支援員を配置し、配慮が行き届くようにしてください。
- 教職員、特に特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーに対しては、心臓病の知識と病児への理解を深める研修を実施してください。また、学校生活管理指導表が適切に使われるよう周知徹底をしてください。
- 厚生労働省では、2014年度から小児慢性疾患児の自立へむけた支援として、新たに「小児慢性疾患児童等自立支援事業」がはじまります。本事業への教育の現場からの連携・参加を自治体へ促してください。

NPO法人全国ことばを育む会

理事長 加藤 碩

ご連絡いただきました標記の件について、当会としての意見を提出いたします。全般的に検討して網羅したものではありませんが、ご容赦ください。

(1) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に国としての公的助成制度を確立すること

現行の「身体障害者福祉法」では、「身体障害者」とは認められず、補聴器の購入に多額の負担を強いられている軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して、国としての助成制度を確立することを要望する。現在10数都府県と幾つかの市町において独自の助成制度があり、その数は年々増加しているが、自治体によってその内容はまちまちで、自治体関係者からは、「本来国が制度の改定を行ってしかるべき事ではないか」という意見が強い。「障害者の権利に関する条約」が本年1月に国内批准されたことから、現行の身体障害者福祉法を見直し、舗装具の購入についても「生活機能分類」で補助することを強く要望したい。

(2) 手話を言語として認知する「手話言語法」の制定を要望する。

2013年9月の鳥取県議会は、全国で初めて「鳥取県手話言語条例」を全会一致で可決・施行した。その後「北海道石狩市手話に関する基本条例」(2013年12月可決、本年4月より施行)など幾つかの自治体で同様の条例が実現を見ている。条例は手話がろう者と健聴者のかけ橋となって、ろう者の人権が尊重され、互いに理解し合う共生社会の実現に寄与するものである。国が早期に「手話言語法」を制定するように強く要望する。

(3) 難聴者、吃音者、発達障がい者などへの社会の理解を広め、障がいによる職場でのミスマッチをなくすための啓発すすめる施策の強化について。

難聴者、吃音者、発達障害者は、その原因は異なるがいずれも人と人とのコミュニケーションにハンディキャップがあり、就職試験の面接、就労後の職場での意思疎通など深い悩みや困難を抱えている。そのために職場でのミスマッチに苦しみ、本人が自死する不幸な事件も後を絶たない。本来障がい者自身に責任がないのに、社会的な無理解から不幸な事件が生起している。批准された「障害者の権利に関する条約」の国民的な理解と浸透をはかるなど、施策の抜本的強化を強く要望する。

資料(文部科学省平成 23 年度特別支援教育資料より)

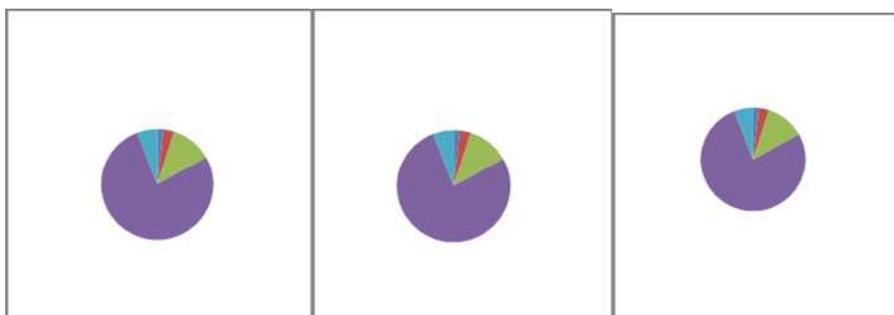
Ⅲ 卒業生の進路(平成23年3月卒業生)						
特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の卒業生後の状況						
	卒業生数	進学者	教育訓練機関等 入学者	就職者	社会福祉施設等・ 入所・通所者	その他
特別支援学	9103人	98.0%	0.3%	0.01%	0.9%	0.8%
中学校特別	14143人	93.7%	2.3%	0.8%	3.2%	

特別支援学校高等部(本科)の卒業後の状況					
	病弱 (490人)	肢体不自由 (2778人)	知的障害 (12562人)	聴覚障害 (534人)	視覚障害 (490人)
進学者	6.7	1.7	0.6	39.3	23.1
教育訓練機関 入学者	8.8	3.2	2	8.6	2.7
就職者	12.2	12	27.4	34.5	16.3
社会福祉施設・医 療機関入所者	59.8	77.4	64.8	14.8	48.6
その他	12.4	5.8	5.1	2.8	9.4

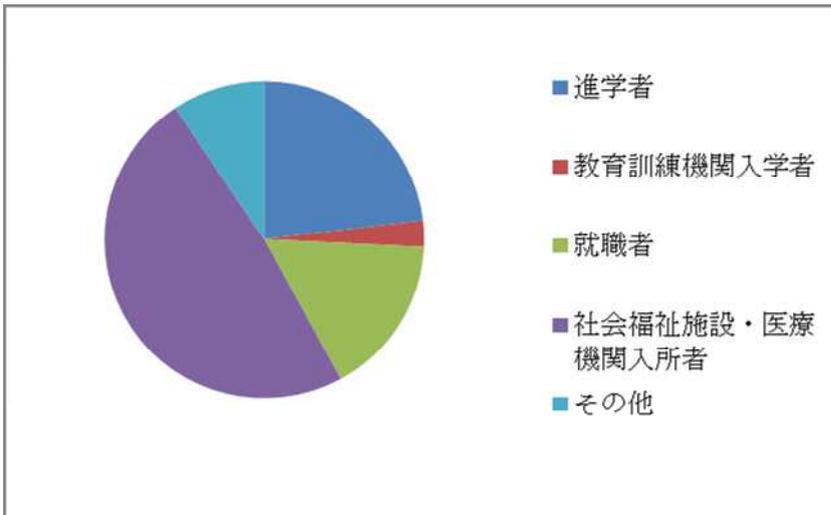
視覚障害者 490 人

聴覚障害者 534 人

病弱者 490 人



肢体不自由者 2778 人



知的障害者 12562 人

